

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項第1号並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p>	<p>〔同左〕 第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とする。</u></p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。